

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要がある。

よって、国においては、地方自治体における財政の一層の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、地方との十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野における人材の確保と処遇の改善を進めるとともに、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間終了後の平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、中小企業への軽減措置を講じた上で、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産の固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保するとともに、増大する地方自治体の財政需要に対応するため、臨時的な財源から社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
- 7 小規模自治体に配慮した段階補正の強化など地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るとともに、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講ずること。
- 8 地方交付税の算定については、地方の実情や課題を十分に考慮した算定方法とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
財	務		大	臣
経	済	産	業	大
内閣府特命担当大臣				臣

(経済財政政策)

福島県議会議長 平出孝朗